

公立大学法人横浜市立大学附属病院及び附属市民総合医療センター

治験等経費算定要領 新旧対照表

改正前	改正後
制定 平成 31 (2019) 年 3 月 27 日 最近改正 令和 7 (2025) 年 <u>8 月 22 日</u>	制定 平成 31 (2019) 年 3 月 27 日 最近改正 令和 7 (2025) 年 <u>12 月 18 日</u>
第 1 条 略 (対象)	第 1 条 略 (対象)
第 2 条	第 2 条
第 1 項 略	第 1 項 略
2 本 <u>要綱</u> は、第 12 条第 3 項から第 8 項を除いて試験毎に適用する。 (新設)	2 本 <u>要領</u> は、第 12 条第 3 項から第 8 項を除いて試験毎に適用する。 3 前項の規定に係わらず、依頼者が本 <u>要領</u> の算定根拠に基づかずして当該試験の準備及び実施に要する費用（以下この項において「 <u>治験等経費</u> 」という。）を提示した場合、当該 <u>治験等経費</u> の額が適正な市場価格を踏まえて算出された額であり、かつ本 <u>要領</u> に従って算出した <u>治験等経費</u> を下回らない場合は、依頼者から提示された <u>治験等経費</u> を受け入れて差し支えない。この場合において、依頼者から提示された <u>治験等経費</u> に、当該試験について本 <u>要領</u> に従って算出した場合に含まれない費用は、本 <u>要領</u> を適用して別途算出する。なお、費用の精算方法については、第 10 条を参考に依頼者との協議により決定する。
第 3 条～第 12 条 略 (その他の取扱)	第 3 条～第 12 条 略 (その他の取扱)
第 13 条	第 13 条
第 1 項～第 2 項 略	第 1 項～第 2 項 略
3 本 <u>要綱</u> 第 10 条各項に従って費用を請求された依頼者は、当該請求書に記	3 本 <u>要領</u> 第 10 条各項に従って費用を請求された依頼者は、当該請求書に記

載された振込口座へ支払い期限までに遅滞なく、また過不足ないよう振り込みを行うこと。なお、支払い期限に遅れることが予想される場合には、請求書に記載された担当者まで予め申し出ること。当該申し出がなく、複数回の振り込み遅延が発生し、改善の要求にも何ら改善が認められなかつた場合には、法人の規程に従つて延滞金を依頼者に請求する。

附 則

- 1 本要領は、平成 31 (2019) 年 3 月 27 日より施行する。
- 2 本要領の改正は、附属病院及びセンター病院臨床試験管理室が所掌する。

(中略)

附 則

- 1 本要領は、令和 7 (2025) 年 8 月 22 日より施行する。ただし、本要領の施行日前に病院長になされた申し込み手続きその他の行為は、なお、廃止前の要領の例による。
- 2 公立大学法人横浜市立大学附属病院及び附属市民総合医療センター治験等経費算定要領（令和 5 (2023) 年 12 月 4 日改訂）は廃止する。
- 3 本要領の改正は、附属病院臨床試験管理室及びセンター病院治験管理室が所掌する。

(新設)

載された振込口座へ支払い期限までに遅滞なく、また過不足ないよう振り込みを行うこと。なお、支払い期限に遅れることが予想される場合には、請求書に記載された担当者まで予め申し出ること。当該申し出がなく、複数回の振り込み遅延が発生し、改善の要求にも何ら改善が認められなかつた場合には、法人の規程に従つて延滞金を依頼者に請求する。

附 則

- 1 本要領は、平成 31 (2019) 年 3 月 27 日より施行する。
- 2 本要領の改正は、附属病院及びセンター病院臨床試験管理室が所掌する。

(中略)

附 則

- 1 本要領は、令和 7 (2025) 年 8 月 22 日より施行する。ただし、本要領の施行日前に病院長になされた申し込み手続きその他の行為は、なお、廃止前の要領の例による。
- 2 公立大学法人横浜市立大学附属病院及び附属市民総合医療センター治験等経費算定要領（令和 5 (2023) 年 12 月 4 日改訂）は廃止する。
- 3 本要領の改正は、附属病院臨床試験管理室及びセンター病院治験管理室が所掌する。

附 則

- 1 本要領は、令和 7 (2025) 年 12 月 18 日より施行する。ただし、本要領の施行日前に病院長になされた申し込み手続きその他の行為は、なお、廃止前の要領の例による。

- | | |
|--|---|
| | <p>2 公立大学法人横浜市立大学附属病院及び附属市民総合医療センター治験等経費算定要領（令和7（2025）年8月22日改訂）は廃止する。</p> <p>3 本要領の改正は、附属病院臨床試験管理室及びセンター病院治験管理室が所掌する。</p> |
|--|---|